



医政経発第0829003号  
平成20年8月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課



「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について（通知）

標記については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「平成5年課長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成5年課長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、管下医療機関に周知方お願いすると共に、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

○ 改正の概要

1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。

2 その他所要の改正

## 別添

	○病院、診療所等の業務委託について 現行	改正	◎病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号） (傍線の部分は改正部分)
標記については、本年四月一日より、医療法(昭和二三年法 律第二〇五号)第一十五条の一、医療法施行令(昭和二三年政令第 三二六号。以下「令」という。)(第四余の六、医療法施行規則 法律第二〇五号(第五条の一、医療法施行令(昭和二三年政令第 三二六号。以下「令」という。)(第四余の七、医療法施行規則 の七から第九条の一五及び「医療法の一部を改正する法律の一 部の施行について(平成五年一月一五日付け健康政策発第九八号厚 生省健康政策局長通知)」第三により取り扱われる」ととなる が、施行に当たっては、左記の事項に留意の上、その運用に遺 憾なきを期されたい。 記	○病院、診療所等の業務委託について （平成5年2月15日） (指第14号)	○病院、診療所等の業務委託について （平成5年2月15日） (指第14号)	○病院、診療所等の業務委託について （平成5年2月15日） (指第14号)
第一 標記	第一 標記	第一 標記	第一 標記
第二 第二病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第 四条の七第一号関係）	第二 第二病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第 四条の七第一号関係）	第二 第二病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第 四条の七第一号関係）	第二 第二病院又は診療所内で行う検体検査の業務について（令第 四条の七第一号関係）
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 医療機関の対応	2 医療機関の対応	2 医療機関の対応	2 医療機関の対応
(1) 医療機関の管理体制	(1) 医療機関の管理体制	(1) 医療機関の管理体制	(1) 医療機関の管理体制
医療機関は、当該業務が適切に行われているか否か の確認及び内部精度管理の実施が適切に行われているか否か 医療機関は、当該業務が適切に行われているか否か の確認及び内部精度管理の実施が適切に行わる必要があるので、業務責任者を選	医療機関は、当該業務が適切に行われているか否か の確認及び内部精度管理の実施が適切に行わる必要があるので、業務責任者を選	医療機関は、当該業務が適切に行われているか否か の確認及び内部精度管理の実施が適切に行わる必要があるので、業務責任者を選	医療機関は、当該業務が適切に行われているか否か の確認及び内部精度管理の実施が適切に行わる必要があるので、業務責任者を選

## 別添

第四 七 (略)	任し、委託した業務の改善等に関する受託責任者と定期的に、また、必要な場合には隨時、協議を行わせることが望ましいこと。	ななお、業務責任者は、医療機関内で行われる検体検査業務が適切かつ効率的に実施されるよう統括管理する者として、検査業務に関して相当の知識及び経験を有する者とし、検査業務に關して相当の知識及び経験を有する医師、臨床検査技師であること。	(2), (3) (略) 3, 4 (略)	第三 二号関係) 第三 医療機器等の滅菌消毒の業務について (令第4条の7第 二号関係)	1, 2 (略) 3 感染症のおそれのある医療機器等の処理	3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第二百四十四号) 第六条第一項から第六項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等 (汚染されていいるおそれのある医療機器等を含む。) 以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関内において感染予防のために必要な処理を行つた上で、委託すること。	3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第二百四十四号) 第六条第一項から第六項までに規定する感染症の病原体により汚染されている医療機器等 (汚染されていいるおそれのある医療機器等を含む。) 以外の感染のおそれがある医療機器等は、医療機関内において感染予防のために必要な処理を行つた上で、委託すること。	4 (略)	第四 七 (略)
第四 七 (略)	ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であることを。	ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であることを。	4 (略)	第四 七 (略)	4 (略)	4 (略) 作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。	4 (略) 作業体制を確立している場合は、この限りでないこと。	4 (略)	第四 七 (略)
第四 七 (略)	（2）（3）（略）	（2）（3）（略）	（2），（3）（略）	（2），（3）（略）	（2），（3）（略）	（2）（3）（略）	（2）（3）（略）	（2），（3）（略）	第四 七 (略)
第四 七 (略)	（2）（3）（略）	（2）（3）（略）	（2），（3）（略）	（2），（3）（略）	（2），（3）（略）	（2）（3）（略）	（2）（3）（略）	（2），（3）（略）	第四 七 (略)

別添

七八

七号關係

2

医療機関の対応

(略) (2)

(四)  $\sim$  (一)

## 第九章 第一節 受託者の業務の実施方法等

(二) 特定感染症患者の病室の清掃の方針  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及び消毒業務を行いう場合には、退室時の手洗い、清掃及び消毒業務を行いう場合には、退室時の手洗い、搬入退室時のガウンテクニック、汚物などの適切な取り扱いなどにより、汚染源の拡散を防止すること。

(略)  $\infty \sim \sigma$

(特定感染症患者の病室の清掃の方針)  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及  
る法律、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)  
等により消毒業務を行いう場合には、退室時の手洗い、入退室  
など時ガウントクニツク、汚物など適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。

(略) (4) ~ (1)

## 第九章 施設の清掃の業務について(令第四条の七第八号関係) 1 受託者の業務の実施方法等

(叢) (2)

I 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設としで少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項から第五項までに規定する感染症の病原体(以下「一類感染症等の病原体」といふ)により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。)を処理することができる施設を有しなければならないこと。

2 医療機関の対応

(略) 1

患者者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）

17

第十一略

(略) 別添1

別添(2)

(略) 下以

別紙1

第一条 第四条(略)

## (対象物)

第三十九条 甲に於ては、医療機関に於ける感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項から第七項までに規定する医療に関する法律第六条第一項から第七項までに規定する感染症の病原体に汚染されたもの若しくは汚染されたものとす。ただし、甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項から第七項までに規定する医療機関に於ける感染症の病原体に汚染されたものであることを証明するための書類等に付託する。

(2-2) 別紙(3)

第六条 第十七条

第六条、第七条(略)

(略) (3)別紙2-1(別紙2)

第五条 甲が乙に滅菌を委託する医療機器等は、仕様書に記すものとする。ただし、甲は、感染症の予防及び感染症の患者者に対する医療に関する法律第六条第一項から第六項までに規定する医療に関する法律第六条第一項から第六項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの若しくは汚染されたいるおそれのあるものであつて、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒を行わなくてはならない。

別紙(1)

第四條

(別紙2-1) 減菌消毒業務委

(略) (1) 別紙

(別紙2-1) 減菌消毒業務委託モデル契約書

(略) 下以

第一条 第四条(略)

## (対象物)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第六条 第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寢具類に関する消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寢具類に関する消毒方法

## 別添

(別紙4) 寝具類洗濯業務委託モデル契約書  
第一条～第六条(略)  
第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項から第五項まで又は第七項に規定する医療原体により汚染されているおそれのある寝具類であって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する感染症の病原体により汚染されていてあるおそれのある寝具類である医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療にあつて、医療機関に定められた消毒方法による消毒が行われていいものの洗濯を乙に委託することができる。

2(略)

第八条～第十二条(略)

以下(略)

以下(略)

第八条～第十二条(略)

2(略)

第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項から第五項までに規定する医療にあつて、医療原体により汚染されているおそれのある寝具類であって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療にあつて、医療機関に定められた消毒方法による消毒が行われていいものの洗濯を乙に委託することができる。

(別紙4) 寝具類洗濯業務委託モデル契約書  
第一条～第六条(略)